おける当該認定住宅等（当該認定住宅等の一部が災害危険区域等内にある場合における当該認定住宅等を含み、災害危険区域（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域と重複していない区域に限る。）内にある認定住宅等にあつては、当該認定住宅等の建築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の規定による勧告（以下この項において「勧告」という。）を受けた者が、同条第五項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで建築をした認定住宅等に限る。以下この項において同じ。）を令和十年一月一日以後に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したときは、同項及び第二項の規定は、適用しない。ただし、当該認定住宅等に係る建築基準法第六条第一項の規定による確認を受けた時において、当該認定住宅等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあつた場合は、この限りでない。

第四十一条の二十一第一項第三号中「が百分の二十五」を「（第五項及び第九項において「投資組合財産持分割合」という。）が百分の二十五（当該投資組合契約において、当該投資組合契約によつて成立する投資組合にその有限責任組合員若しくは無限責任組合員又はこれらの者が指名する者から構成される合議体のうち政令で定めるものを設置する旨が定められている場合には、百分の五十）」に改め、同項第五号を削り、同条第五項中「名称及び」を「名称、」に改め、「同じ。」の下に「及び投資組合財産持分割合」を加え、同条第九項中「内容の変更」の下に「又は投資組合財産持分割合の変更（第一項第三号に規定する政令で定める合議体を設置する旨の投資組合契約の内容の変更をした場合における当該変更後最初に投資組合財産持分割合を百分の二十五以上とするものに限る。）」を、「おける当該」の下に「投資組合契約の内容の変更又は投資組合財産持分割合の」を加え、同項各号中「及び住所」を「、住所及び投資組合財産持分割合」に改め、同条第十四項各号を次のように改める。

一　所得税法第百六十六条の規定の適用については、同条中「内部取引に該当するものを含む。第百四十八条第一項」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第四十一条の二十一第二項（外国組合員に対する課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。）に該当するものを含む。第百四十八条第一項」とする。

二　所得税法第百六十六条の二第二項及び第二百三十二条の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第四十一条の二十一第二項（外国組合員に対する課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。）」とする。

第四十二条の二第二項第二号中「第四十条の四第五項」を「第四十条の四第七項」に、「第十項」を「第十二項」に、「第六十六条の六第五項」を「第六十六条の六第七項」に改め、同条第三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第四十二条の二の二第一項及び第三項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に、「又は」を「、第三十八条の二第四項又は」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改め、「第三十七条の十四の二第二十七項」の下に「、第三十七条の十四第四項」を加え、「第三十七条の十四第四十一項」を「第三十七条の十四第四十項から第五十項まで」に改め、「第三十六項まで」の下に「、第三十八条の二第五項から第九項まで」を加える。

第四十二条の三第三項及び第五項中「第三十一条の二第八項」を「第三十一条の二第九項」に、「第四十一条の十九の四第十三項」を「第四十一条の十九の四第十四項」に改め、同条第六項第二号中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改め、「第三十七条の十四の二第二十七項に規定する報告書」の下に「、第三十八条の二第四項に規定する報告書」を加え、同項第三号中「報告書」を「報告書、第三十七条の十四第四十三項に規定する報告書」に改め、「第三十七条の十一の三第九項」の下に「、第三十七条の十四第四十三項」を加え、同項第四号中「、同条第九項ただし書」の下に「、第三十七条の十四第四十三項ただし書」を加え、「報告書」を「報告書、第三十七条の十四第四十三項ただし書に規定する報告書」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十四第三十七項」を「第三十七条の十四第四十六項」に改め、「第三十七条の十四の二第三十二項」の下に「、第三十八条の二第五項」を加える。

第四十二条の四第一項中「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　増減試験研究費割合が百分の三を超える場合（第三号に掲げる場合を除く。）　百分の八・五に、当該増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合

二　増減試験研究費割合が百分の三以下である場合（次号に掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、百分の三から当該増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

第四十二条の四第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項第一号中「次号に掲げる事業年度以外の事業年度」を「令和九年四月一日前に開始する事業年度（第三号に掲げる事業年度を除く。）」に、「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同号イ中「（ハに」を「（ニに」に改め、同号ロ中「が百分の十二」を「が零以上であり百分の十二に」、「（八に」を「（ニに」に改め、「当該割合が百分の一未満であるときは、百分の一）」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　増減試験研究費割合が零に満たない場合（ニに掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、その満たない部分の割合に三十分の八・五を乗じて計算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

第四十二条の四第二項第二号中「試験研究費の額」を「控除対象試験研究費の額」に改め、同号イ中「ハまで」を「ニまで」に改め、「割合」の下に「（当該事業年度が令和九年四月一日前に開始する事業年度である場合には、第一号イからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める割合）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　令和九年四月一日以後に開始する事業年度（次号に掲げる事業年度を除く。）　当該事業年度の控除対象試験研究費の額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）を乗じて計算した金額

イ　増減試験研究費割合が百分の十五を超える場合（ニに掲げる場合を除く。）　百分の十一・五に、当該増減試験研究費割合から百分の十五を控除した割合に〇・三七五を乗じて計算した割合を加算した割合

ロ　増減試験研究費割合が百分の三を超え百分の十五以下である場合（ニに掲げる場合を除く。）　百分の八・五に、当該増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合

ハ　増減試験研究費割合が百分の三以下である場合（ニに掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、百分の三から当該増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

ニ　当該事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が零である場合　百分の八・五

第四十二条の四第三項第二号中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「イ及び」を「イに掲げる事業年度がイ(1)及び」に、「事業年度にあつては、イに」を「場合にはイ(1)に」に、「割合」を「割合とし、ロに掲げる事業年度がロ(1)及びハに掲げる事業年度のいずれにも該当する場合にはロ(1)に定める割合とハに定める割合とのうちいずれか高い割合とする。）」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　令和九年四月一日前に開始する事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度を除く。）　次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合

(1)　増減試験研究費割合が百分の四を超える事業年度　当該増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）